

令和2年（2020年）年末調整について

「年末調整」とは、1年間（1/1～12/31）の給与に係る源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給与で預かった源泉所得税の過不足を精算することです。

年末調整の対象となる方は、事業所が給与を支払っている役員・従業員の方で、年末まで在籍した方です。なお、下記に該当する方は対象となりません。

- ① 年間の給料収入が2,000万円を超える方
- ② 2ヶ所以上から給与の支払を受けていて従たる給与の方

毎月、給与から所得税を徴収しているのに、年末調整をする必要があるのは、徴収している所得税は、あくまでも概算の金額であり、正確な所得税額が分かるのは、1年間の収入や「差し引くもの」がきちんと決まる年末になってから確定するためです。

例えば、毎月天引きされている社会保険料は徴収されている所得税の計算に反映されていますが、個人で支払っている、国民年金・国民健康保険等は反映されておりませんので、年末調整で過不足が生じます。上記のように会社で把握できないものに関して、書類（扶養控除申告書・給与所得者の保険料控除申告書）を提出して税額を確定します。

前年（令和1年）から、下記5点の改正がありました。

1. 給与所得控除の改正点

給与所得控除額の一律10万円の引き下げ

給与所得控除の額が一律10万円引き下げられ、また、給与収入が850万円超の場合は一律195万円と、上限が大幅に下げられることとなりました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	2019年まで	2020年改正
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円（上限）
1,000万円超	220万円（上限）	

2.基礎控除の改正点

基礎控除額の一律10万円の引き上げ

基礎控除は全ての納税者に適用される所得控除で、改正前は一律38万円でしたが、2020年1月以降は48万円に引き上げられます。

一方で、これまで基礎控除については適用要件はありませんでしたが、所得金額に応じて控除額が段階的に減額されることとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年	2020年改正
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

3.「所得金額調整控除」の新設

平成30年度の税制改正で、年収850万円を超えると所得税が増税となることを受け、介護や子育て世代の負担が増えないよう、新しく「所得金額調整控除」という控除が創設されることになりました。これは、給与所得控除の引き下げが行われると同時に適用されます。

対象者は、年収が850万円を超え、かつ、以下3つの条件のいずれかに該当する従業員となります。

- (イ) 本人が特別障害者である場合
- (ロ) 23歳未満の扶養親族がいる場合
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

また、控除額の算出には、以下の計算式を用います。

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額 (年収)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

ただし、年収1,000万円を超える場合は、「給与等の収入金額 (年収)」は一律1,000万円で計算します。

4.配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

給与所得控除の減額と基礎控除額の増額の影響により、以下のように、配偶者控除や扶養控除などを受けるための合計所得金額要件が変更になります。

合計所得金額要件	2019年	2020年改正
同一生計配偶者	38万円	48万円
扶養親族	38万円	48万円
源泉控除対象配偶者	85万円	95万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円	75万円

5.未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し

未婚のひとり親について、下記の条件を満たした場合には、35万円の所得控除が認められることとなりました。

- ①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子供がいる場合
- ②親の合計所得金額が500万円以下である場合

また、従来の寡婦（寡夫）控除についても見直され、男性のひとり親の控除が35万円に引き上げられ、寡婦控除の適用について所得制限が設けられました。この改正は、令和2年分の所得税から適用されます。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後				
		寡婦(寡夫)控除				寡婦控除				ひとり親控除
配偶関係	死別	離別	死別	離別	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	合計所得	合計所得
合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~
扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	—	35	—
		子以外	27	27	27	27	—	—	—	—
	無	子	27	—	—	—	—	—	—	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
扶養親族	有	子	27	—	27	—	—	—	35	35
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	子	—	—	—	—	—	—	—	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※合計所得金額500万円=年収678万円

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

担当 本橋